

平成19年3月26日

# 工事請負の 入札参加者の皆さまへ

川崎市財政局管財部契約課  
川崎市水道局総務部契約課

建設工事の適正な施工を確保するために、平成19年度から入札の際、入札参加者の皆さまへ次の事項について提出依頼等いたしますのでよろしくお願いたします。

## 1 営業所における専任技術者の提出について

入札に参加される際、営業所ごとに専任されている技術者（建設業法第7条第2号及び第15条第2号）について、別紙により提出してください。（当面、市内業者の方に限ります。）

営業所の専任技術者の変更等については、建設業許可申請書の提出先にお問い合わせ下さい。

（参考）神奈川県知事許可：神奈川県県土整備部建設業課

国土交通大臣許可：関東地方整備局建政部建設産業課 等

## 2 共同企業体への工事発注時での技術者提出について

従来、共同企業体への工事発注時においては、代表構成員以外、他の構成員から主任技術者等の提出を求めていませんでしたが、今後においては、全ての構成員から配置予定技術者届の提出を求めます。

共同企業体構成員から技術者の配置を求めることに伴い、従来の「配置予定技術者届」を一部改正しましたので、今後、新しい様式（第1号その1及びその2）で提出してください。

また、「主任技術者証明書」の様式についても、記載項目等を見直したことから、一部改正しましたので、今後、新しい様式（第2号）を使用してください。

配置予定技術者に関する取り扱いについては、既に平成17年11月14日付け及び平成19年1月4日付けで詳細に通知しておりますので、そちらを参照してください。

## 3 積算内訳書について

現在、500万円（予定価格・税抜）以上の入札案件については、入札の際、入札書と併せて積算内訳書の提出を求めています。同書は、入札者が入札した価格で適正に施工することができるかを本市が確認するために提出していただいているものですが、一部において、同書の「値引き」の欄において、かなりの高い金額で提出される方が見受けられます。については、平成19年度の入札から次のとおり変更します。

・値引き      値引き（端数処理・1万円未満の額）

#### 4 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の提出について

平成 19・20 年度川崎市競争入札参加資格審査申請時に経営事項審査結果通知書を提出していただいておりますが、その後、経営事項審査（経審）の継続受審を行った際にも、その結果の通知書を本市に提出してください。

なお、軽易工事を除いて、公共工事を発注者から直接請負おうとする建設業者は、建設業法第 27 条の 23 の規定により経審を受けなければならないとされています。ついては、経審を受審していないときは、本市工事の契約はできませんのでご注意ください。

#### **入札公告日の変更について**

工事請負等の入札公告は、毎週月曜日に行っていましたが、次のとおり、曜日の一部見直し及び変更をしましたのでご注意ください。

##### **【財政局】**

月曜日：土木、下水管きよ、舗装、造園（変更なし）

水曜日：建築、電気、空調・衛生ほか上記以外のすべての工事請負の業種

金曜日：委託及び物品

##### **【水道局】**

火曜日：全て（工事請負、委託及び物品）

(別紙)

## 専任技術者証明書

平成 年 月 日

(あて先)

川崎市 長

(申請者)

住 所 .....

商号又は名称 .....

代表者職氏名 ..... 印

下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$  に規定する専任の技術者を営業所に置いている  
ことに相違ありません。

フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類

### 記載要領

- $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$  については、該当する条項に をすること。
  - ・一般建設業の場合 : 建設業法第7条第2項
  - ・特定建設業の場合 : 建設業法第15条第2項
- 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書「専任技術者証明書」の「建設工事の種類」の欄に記載した建設業にかかる建設工事すべてを記載すること。

# (記入例)

## 専任技術者証明書

平成19年3月31日

(あて先)

川崎市 長

(申請者)

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

商号又は名称 川崎建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 川崎 一郎 印

下記のとおり、建設業法第7条第2号  
建設業法第15条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いている  
ことに相違ありません。

フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類
カワサキ イチロウ 川崎 一郎	土木一式、ほ装、造園
サイワイ ハナコ 幸 花子	建築一式、電気、防水、塗装

### 記載要領

- 建設業法第7条第2号  
建設業法第15条第2号 } については、該当する条項に をすること。
  - ・一般建設業の場合 : 建設業法第7条第2項
  - ・特定建設業の場合 : 建設業法第15条第2項
- 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書「専任技術者証明書」の「建設工事の種類」の欄に記載した建設業にかかる建設工事すべてを記載すること。

## 配置予定技術者届

平成 年 月 日

(共同企業体の場合は共同企業体名： )  
住 所 \_\_\_\_\_

(共同企業体の 商号又は名称 \_\_\_\_\_

場合は代表者)代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(受任者)

一般競争入札の申込みについて、次の技術者を配置予定技術者として届けます。

## 1 参加申込を行う工事

契約番号		入札予定日	平成 年 月 日
件名			

## 2 配置予定技術者

技術者氏名			
監理技術者	監理技術者資格者証番号		
主任技術者	国家資格等		
現所属会社の入社日	年 月 日 入社		
【確認書類】	監理技術者資格者証 その他 ( )	健康保険被保険者証 ( )	
現在従事 中の工事	件名		
	履行期限	発注者名	

## 3 上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事

契約番号	件名	入札予定日

注1 電子入札システムにより提出するときは、押印は不要です。

注2 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としてします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。

注3 他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、専任が必要な工事の配置予定技術者になれません。

注4 配置予定技術者は、建設業法に基づき、当該工事に必要な資格を有する者としてください。

注5 監理技術者資格者証を所持する者は、その番号を記入してください。主任技術者は、資格の名称(例：二級 施工管理技士)を記入してください。また、資格を確認できる資格者証等の写しを添付するとともに、雇用関係を確認できる書類を添付してください。

注6 同一の技術者で申し込める件数は、3件以内とします。ただし、技術者の専任配置を必要とする案件で、同一入札予定日のものについては、同一技術者で申し込める件数は1件とします。

注7 技術者の専任配置を必要とする案件を落札したときは、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退してください。辞退しないときは、その入札を無効とします。

注8 入札参加申込締切後の配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

注9 共同企業体の場合、代表者以外の構成員は、第1号様式その2を利用してください。

## 配置予定技術者届（共同企業体用）

共同企業体名： \_\_\_\_\_  
 （構成員） \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_

### 1 参加申込を行う工事

契 約 番 号	
件 名	

### 2 配置予定技術者

技 術 者 氏 名				
監理技術者	監理技術者資格者証番号			
主任技術者	国家資格等			
現所属会社の入社日	年 月 日 入 社			
【確認書類】	監理技術者資格者証 その他（	健康保険被保険者証 ）		
現在従事 中の工事	件 名			
	履行期限		発注者名	

### 3 上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事

契 約 番 号	件 名	入 札 予 定 日



# 平成19年度における主観評価項目制度の運用について

川崎市財政局管財部契約課

主観評価項目制度については、平成17年度に試行実施し、平成18年度においては本格実施として、工事請負入札の年間発注予定件数の1割程度(約40件)を目安として入札を行っています。平成19年度においては、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高める」ことを一層拡大するため、次のとおり運用いたします。

## 1 一般競争入札における運用

年間発注総件数の2割程度を制度対象とする運用いたします。

(前年度比 1割増)

：主観評価項目点及び工事成績評点を利用した運用となります。

### ・主観評価項目点

[業者の登録申請による障害者の雇用状況ほか5項目の項目点と本市が登録した優良建設業者表彰及び指名停止実績からの項目点により算出された合計点を利用する。]

### ・工事成績評点

[工事成績評点に平均点、最高点及び最低点を利用する。なお、工事成績評点は、当該工事の完成検査日の属する月を基準月とし、基準月から過去2年間のものが、原則として、基準月の4箇月後の11日の日に反映される。]

### ・主観評価項目点及び工事成績評点

[上記の主観評価項目点と工事成績評点の両方を組合せて利用する。]

## 2 適用対象案件の選出について

原則として、各業種及びランクごとに2割程度を選出します。

## 3 その他

- ・ 同制度を利用した入札を執行した場合、落札候補者から登録申請により得た主観評価項目点について、必要に応じて、当該項目の確認資料を求めます。
- ・ 新しく主観評価項目を取得した、又は既に申請登録されている主観評価項目に変更が生じた場合、速やかに手続きをお取りください。

主観評価項目制度の詳細については、財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」の『入札・契約制度改革』に掲載されていますのでご覧ください。